

議第85号

北部大阪都市計画地区計画の変更について (茨木ヒルズ地区ほか18地区)

それでは、議第85号「北部大阪都市計画地区計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

今回の変更の内容でございますが、平成26年6月27日付けで公布された建築基準法施行令の一部改正において、容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機の規定として「建築基準法施行令第135条の16」が新たに追加されました。

北部大阪都市計画地区計画の変更

変更箇所

	変更前	変更後
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線(隔切部分を除く。)までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、 <u>建築基準法施行令第135条の20</u> に掲げるもの又は自動車車庫については、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線(隔切部分を除く。)までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、 <u>建築基準法施行令第135条の21</u> に掲げるもの又は自動車車庫については、この限りでない。

これに伴い同条の項番号が一つずつ、ずれることになりました。

そのため、本市の地区計画の地区整備計画に定める壁面の位置の制限に記載しております、「第一種低層住居専用地域」又は「第二種低層住居専用地域」内における外壁の後退距離に対する制限の緩和を規定した「建築基準法施行令第135条の20」が、「第135条の21」に変更となりましたので、都市計画の変更を行うものでございます。

なお、変更を行う地区計画は、19地区あり、対象地区については資料のとおりです。

なお、本変更計画案については、「茨木市地区計画等の作成手続きに関する条例」第2条に基づき、地区計画の原案を8月18日から9月1日までの2週間縦覧し、縦覧後1週間を経過する日までを意見書の提出期間としておりましたが、この期間中における意見書の提出はございませんでした。

引き続き、9月9日から9月23日までの2週間、都市計画法17条の規定により、都市計画の案の縦覧を行いました。同様に意見書の提出はございませんでした。説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。